

6月1日～ 改正道路交通法施行

# 悪質・危険な自転車運転、ダメ!!

## ●こんな運転していませんか？



音楽を聴きながら、携帯電話を操作  
しながらの運転



埼玉県のマスコット コバトン



飲酒運転

※他にも信号無視や右側通行、一時不停止など

危険行為で3年以内に2回以上摘発



公安委員会から「自転車運転者講習」  
の受講命令を受ける

3時間で5,700円の講習を受講

※受けなかった場合、5万円以下の罰金

自転車はエコで便利な乗り物ですが、その手軽さの反面、ルール違反による交通事故が後を絶ちません。悲惨な交通事故を起こさないためにも、悪質・危険な運転は絶対にやめましょう。